

古河市人事行政の運営等の状況について

1. 職員の任免及び職員数の状況

(1) 採用・退職者数の状況

①採用者数の状況

(令和5年4月2日～令和6年4月1日採用)

単位：人

職 種	採用者数
一般事務	24
建築技師	1
保育士	3
保健師	3
社会福祉士	1
臨床心理士・公認心理師	1
看護師	1
合計	34

※上記のほか、割愛職員1名が採用されています。

②退職者数の状況

(令和5年度)

単位：人

区 分	退職者数
定年退職	0
勸奨退職	17
普通退職	8
再任用任期满了・退職	13
その他	1
合計	39

※その他の内訳は、死亡退職、免職、割愛退職をいいます。

(2) 職員数の状況 (各年4月1日現在)

単位：人

	令和4年	令和5年	令和6年
職員数	866	882	883

(3) 再任用職員及びフルタイム会計年度任用職員の状況

(令和6年4月1日現在)

単位：人

区 分	職員数
暫定再任用職員	29
定年前再任用短時間勤務職員	0
会計年度任用職員（フルタイム）	7

(4) 部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

単位：人

部門		職員数		増減数
		令和5年	令和6年	
一般行政部門	議会	8	8	0
	総務	194	179	△15
	税務	63	65	2
	農林水産	24	24	0
	商工	21	20	△1
	土木	103	106	3
	民生	213	225	12
	衛生	63	61	△2
	小計	689	688	△1
特別行政部門	教育	107	108	1
	小計	107	108	1
普通会計 計		796	796	0
公営企業会計 部門	水道	21	21	0
	下水道	25	25	0
	その他	40	41	1
公営企業会計部門 計		86	87	1
合計		882	883	1

(5) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）

単位：人

区分	人数	区分	人数
20歳未満	2	40歳～43歳	67
20歳～23歳	31	44歳～47歳	49
24歳～27歳	68	48歳～51歳	117
28歳～31歳	74	52歳～55歳	149
32歳～35歳	113	56歳～59歳	91
36歳～39歳	95	60歳以上	27
		合計	883

※（2）、（4）、（5）には、再任用短時間勤務職員及びフルタイム会計年度任用職員は含みません。

2. 職員の人事評価の状況

行政ニーズに的確に対応する職員を育成するために、全ての職員を対象に、仕事の成果を評価する「業績評価」と、職務遂行過程における行動や姿勢等を評価する「能力評価」により評価を行っています。その評価は職員の処遇に反映されるため、公平かつ正当な評価に努めています。

3. 職員の給与の状況

(1) 平均給料月額・給与月額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	317,800円	377,000円	43歳5か月
技能労務職	278,600円	308,600円	55歳2か月

※技能労務職とは、単純な労務に雇用される職員で、調理員・用務員・作業員等をいいます。

※平均給料月額は、職員の基本給の平均をいいます。

※平均給与月額は、給料月額と扶養手当、住居手当、通勤手当、地域手当等の諸手当を合計したものをいいます。

(2) 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	272,500円	350,400円	375,200円	393,100円
	高校卒	240,300円	306,800円	345,300円	370,600円

(3) 初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分	学歴	初任給
一般行政職	大学卒	196,200円
	高校卒	166,600円

(4) 主な職員手当の状況（令和6年4月1日現在）

区分	内 容	
期末手当 勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	一般職員 2.45月分 再任用職員（1.375月分）	2.05月分 （0.975月分）
退職手当 （令和5年度）	【支給率】	自己都合 勸奨・定年
	勤続20年	19.6695月分 24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分 33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分 47.709月分
	最高限度額	47.709月分 47.709月分
	【調整額】	
	職員の在職期間のうち、職務の級等が高い方5年分（60月分）の調整額（21,700円～59,550円）を合計した額により算出します。	
	【経過措置】	
	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）	
	(1) 年齢50歳以上、58歳以下の者で勤続10年以上の者	
	(2) 年齢50歳未満の者で勤続20年以上の者	

地域手当	民間の賃金水準等を基礎として定められた地域に勤務する職員に支給 (現在支給率 6%)			
特殊勤務手当	危険、不快、不健康又は困難な勤務その他特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とするその勤務の特殊性に応じて支給			
	手当の名称	支給対象職員	主な対象業務	支 給 額
	医師手当	総括医師	各医療施設を総括する業務	日額 15,000円
	社会福祉業務手当	社会福祉業務に従事する職員	社会福祉の現場又は指導監督等に従事する業務	日額 150円
	保育業務手当	保育士	保育業務に従事する業務	日額 150円
	心身障がい児・心身障害者訓練介助手当	心身障害施設に従事する職員	心身障がい児(者)の社会適応又は社会就労訓練及び介助に従事する業務	日額 150円
	保健予防業務手当	保健師又は看護師	保健指導又は予防接種に従事する業務	日額 150円
	医療業務手当	看護師、検査技師、薬剤師	医療に従事する業務	日額 150円
	行旅死病人等取扱手当	行旅死病人等の処理業務に従事する職員	行旅死病人その他死体の処理等の業務	勤務1回 2,000円
			結核患者又は精神疾患を有する者の移送等の業務	勤務1回 500円
	建築主事手当	建築主事	建築確認に関する業務	日額 150円
	防疫等作業手当	救護、防疫又は防除作業に従事する職員	救護、防疫又は防除作業に従事する業務	日額 500円
	災害応急作業等手当	応急作業(自然災害等により発生した作業)に従事する職員	応急作業(自然災害等により発生した作業)に従事する業務	日額 500円

扶養手当	・子 10,000円 ・配偶者・父母等 6,500円（行政職給料表8級職員は3,500円） ・扶養親族である子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算
住居手当	・借家の場合（家賃16,000円を超える場合に限る） 家賃の額に応じて28,000円を限度に支給
通勤手当	・電車、バス等を利用する場合 6か月定期の価額を基本として1か月当たり55,000円まで支給 ・乗用車等を使用する場合 使用距離等に応じて2,000円～31,600円を支給
管理職手当	・部長 90,000円 ・副部長 70,000円 ・参事 60,000円 ・課長 50,000円 ・副参事 40,000円 ・課長補佐 35,000円

（５）特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	給料・報酬の月額		期末手当
市 長	給 料	970,000円	6月期1.700月分 12月期1.700月分
副市長		770,000円	
教育長		670,000円	
議 長	報 酬	500,000円	
副議長		450,000円	
議 員		400,000円	

4. 職員の勤務時間、その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間（令和6年4月1日現在）

一般職員の場合

○勤務時間：午前8時30分から午後5時15分

○休憩時間：午後0時から午後1時まで

○週休日：日曜日及び土曜日

※特別の勤務に従事する職員の勤務時間は上記とは異なります。

(2) 休日（令和6年4月1日現在）

○国民の祝日に関する法律に規定する休日

○年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日）

(3) 休暇（令和6年4月1日現在）

○年次休暇 ・ 4月1日を基準として、1年について通常20日

・ 年度の中途において新たに職員となるもの等は、当該年における在職期間に応じた日数。

○療養休暇 ・ 職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

○特別休暇 ・ 選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他特別な事由により職員が勤務しないことが相当であるものとして規則で定める場合

○介護休暇 ・ 配偶者、父母、子、配偶者の父母、生計を一にする親族で、負傷、疾病又は老齢により、職員が、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合

5. 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（令和5年度）

単位：人

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合			4 5		
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					

※分限処分とは、公務能率の維持及びその適正な運営の確保という目的から、一定の事由がある場合に、職員の意に反して免職や休職などの処分を行うことをいいます。

※同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合、その数を重複して計上しています。

(2) 懲戒処分者数（令和5年度）

単位：人

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令違反関係		1			1
一般服務違反関係					
一般非行関係					

※懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があつた場合に、その道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員に制裁として処分を行うことをいいます。

6. 職員の休業及び服務の状況

(1) 育児休業の取得者数（令和5年度の新規取得者）

単位：人

区 分	育児休業 取得者数	取得期間別の内訳				
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 3年以下
男性職員	4	4				
女性職員	1 0		6	2	1	1

※地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定に基づき、職員は3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで育児休業をすることができます。（育児休業期間中は、給与は不支給。）

(2) 介護休暇の取得者数（令和5年度の新規取得者）

単位：人

区 分	介護休暇 取得者数	取得期間別の内訳					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え 6月以下
男性職員	0						
女性職員	0						

7. 職員の退職管理の状況

平成28年4月1日施行の地方公務員法の一部改正により、退職管理の適正を確保するための措置を講ずることとされたことに伴い制定しました、古河市職員の退職管理に関する条例第3条に基づく、届出件数は下記のとおりです。

(令和5年度)

内 容	件 数
退職者の営利企業等への再就職情報の届出	0件

8. 職員の研修の状況

(1) 職員研修の状況（令和5年度）

地方公務員法第39条に、「職員は勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない」とあります。

古河市では、個々の能力を十分に発揮し、環境の変化に対応でき、かつ市民サービス向上のための政策実現に貢献できる「人材」を戦略的に育成するための研修を実施しています。

○階層別研修

与えられた職責を全うするための基本的な姿勢を身に付けるための研修

研 修 名	延べ人数
新規採用職員	249人
主事級	
主幹級	
係長級	
課長補佐級	
管理職級（課長職以上）	

○専門・実務研修

与えられた職責を遂行し進化させるために必要な知識や技術などを身に付ける研修

研 修 名	延べ人数
交通安全研修	1, 7 2 5 人
人事評価研修	
接遇（C S）研修	
普通救命講習	
管理職研修（新任課長等、メンタルヘルス・ハラスメント）	
ワークライフバランス研修	
個人情報・情報セキュリティ研修	

○派遣研修

高度な専門的知識や行政運営能力などを身に付けるために、市町村アカデミーなどの専門研修機関に派遣

研 修 名	延べ人数
行政法講座	1 4 3 人
法制執務講座	
民法講座	
シティプロモーション講座	
DX研修	
事業のスクラップ講座	
危機管理講座	
業務マニュアル作成力向上講座	
メンター研修	
クレーム対応能力向上講座	
女性職員キャリアデザイン講座	
ファシリテーション研修	
レジリエンス（逆境力養成）研修	
動画研修	
マイナンバー制度講座	
新任部長課程	
監督者第一部（係長）課程研修 等	

9. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

○ 茨城県市町村職員共済組合

職員は、地方公務員等共済組合法第3条の規定に基づき設置された共済組合の組合員となっています。
共済組合は、職員とその家族の病気や出産などに対する給付や年金の支給を行っています。また、福祉事業として生活習慣病検診の実施や住宅資金等の貸付などの各種事業を行っています。

○ 古河市職員互助会

地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の円滑な運営を図るため、職員の相互共済及び厚生に関する事業を行う共済団体として、「古河市職員互助会」を組織しております。

会員は、全職員（特別職含む。）で組織され、898人（令和6年4月1日現在）となっています。互助会は、人間ドック助成等の職員の健康管理事業を行っています。

(2) 公務災害認定件数 単位：件

	認定件数
令和5年度	5

(3) ストレスチェック調査（令和5年度）

平成27年12月に施行された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」に基づき、ストレスチェック調査を実施しました。

ストレスチェック調査の目的は、職員のストレス程度を把握し、職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場改善につなげて働きやすい職場づくりを進めることによって、職員がメンタルヘルス不調となることを未然に防止する一次予防です。

単位：人

項目	人数	備考
対象者	1, 184	
受検者	1, 069	受検率 90.2%

(4) 利益の保護の状況（令和5年度）

単位：件

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求	1
不利益処分に関する不服申立て	0
苦情処理	0

※地方公務員法第46条又は第49条の2の規定に基づき、公平委員会に対して行う措置要求又は不服申立ての状況です。

10. 職員採用試験の状況（令和5年度実施）

（1）試験期日

1次募集

1次試験（教養試験・適性検査・論文試験）	令和5年9月17日
2次試験（面接試験）	令和5年10月17日～19日
3次試験（面接試験）	令和5年11月13日～15日

2次募集

1次試験（教養試験・適性検査・論文試験）	令和6年1月6日
2次試験（面接試験）	令和6年1月18日～19日
3次試験（面接試験）	令和6年2月13日

（2）試験結果

1次募集

区 別	申込者数 A	採用者数 B	倍 率 【A／B】
一般事務	71（24）	15（6）	4.73（4.00）
専門職	21（11）	9（5）	2.33（2.20）

※（ ）内は、女性数を示したものです。

※専門職の職種は、建築技師、土木技師、保育士、保健師、社会福祉士、臨床心理士・公認心理師、作業療法士です。

2次募集

区 別	申込者数 A	採用者数 B	倍 率 【A／B】
一般事務	37（16）	9（6）	4.11（2.66）
専門職	3（1）	0（0）	—（—）

※（ ）内は、女性数を示したものです。

※専門職の職種は、建築技師、土木技師、作業療法士です。